

〈個人向け川崎市債〉

多摩病院 債

川崎市民の充実した医療環境のために…

川崎市立多摩病院は、川崎市民の医療環境をより充実したものにするために、川崎市が行なう事業です。

将来的に人口増加が予測されている川崎市の北部地域では病床数も他地域に比べ少なく、特に救急医療については市民の皆様のご要望も高く、このご要望に応えるため各種体制、医療環境を整える予定です。また、これまでとは異なり病院の冷たい雰囲気を払拭し心豊かに医療が受けられるよう、病棟に愛称をつけたり木製の壁を採用しています。多摩病院債はこの市立多摩病院の医療器械整備に充当されます。

銘柄名：第3回5年川崎市民債（愛称：多摩病院債）

募集期間：平成17年11月22日（火）～12月2日（金）

償還日：平成22年12月14日（火）

償還年限：5年（満期一括償還）

発行価格：額面100円につき100円

利率・利回り：平成17年11月21日（月）午後決定予定

利払日：毎年6月・12月の各14日（年2回）

購入対象者：川崎市に在住または在勤の個人の方

購入限度額：お一人様1,000万円まで（購入単位は額面1万円から額面1万円単位）

発行日：平成17年12月14日（水）

取扱金融機関：横浜銀行、川崎信用金庫、野村證券、日興コーディアル証券、大和証券、新光証券、三菱UFJ証券、みずほインベスターズ証券

特典

①すべての購入者に「デジタル体温計」をプレゼントいたします。

②10万円以上の購入者の中からミュザ川崎シンフォニーホールのコンサートに抽選で50組100名様をご招待いたします（アンサンブル・ウィーン＝ベルリンによるモーツァルト管楽器協奏曲集を予定しています）。

お申し込みは、購入された金融機関で受け付けます（お一人様一回に限りです）。当選の発表は厳正な抽選の上、チケットの発送をもって代えさせていただきます（年内発送予定）。



お問い合わせ
川崎市財政局財政部資金課
電話：044-200-2182・2183



<http://www.city.kawasaki.jp/23/23sikin/home/sisai/sisai/sisai.htm>

〈個人向け川崎市債〉 多摩病院 債

市債の購入を通じて提供していただいた資金は、市立多摩病院に係る医療器械整備事業に充当します。

発行：川崎市
対象事業：市立多摩病院整備事業（医療器械整備事業）
発行額：20億円

1 信用度が高い債券です

川崎市が発行する債券で信用度が高く、利子や満期時の元金は川崎市がお支払を約束しています。

2 5年満期・固定利率です

5年満期で、金利は元本償還まで変動のない固定利率です。
年2回の利子が受け取れます。

3 お手軽です

ご購入は、額面1万円から額面1万円単位となっています。

4 マル優・特別マル優が利用できます

65歳以上の方、障害者等の方（身体障害者手帳の交付を受けている方、遺族年金受給者である被保険者の妻、寡婦年金受給者）

※金融機関によっては、保護預り手数料が必要になる場合がありますので、購入の際には各取扱金融機関にお問い合わせください。

は、マル優・特別マル優あわせて額面700万円まで非課税扱いにできます。ご購入時に取扱金融機関での債券の「保護預かり」が必要です（65歳以上の方の高齢者「マル優・特別マル優」は、平成15年1月から新規枠の設定・増額ができなくなっています。また、現在高齢者マル優の適用を受けている方も、平成18年1月以降廃止され、それ以降の適用はなくなります）。

5 中途換金ができます

債券は、満期前でも売却して換金することができます（当該債券の利払時期には、売却のできない期間があります）。ただし、債券の価格は日々変動しておりますので、売却時の債券市場の金利動向等により、売却損が生じる場合もあります。また、売却時には手数料がかかる場合がありますので、詳しくは取扱金融機関にお問い合わせください（満期までお持ちいただければ、額面どおりの元本が支払われます）。

川崎市立多摩病院に係る医療器械整備事業概要

救急医療に対する市民のご要望に応えられるよう、多摩病院は、専任救急医を中心に医療スタッフを配置し、基本的に24時間体制で全科対応型の救急医療施設とします。MRI、マルチスライスCTなど急性期病院として必要な医療器械をはじめ、血管撮影装置とCTが一体となったIVR-CT、内視鏡手術のための医療器械など高度医療や患者さんの肉体的負担が少ない最新の医療器械を調達し、患者サービスの向上を図ってまいります。

川崎市立多摩病院の概要

項目	整備計画の概要				
(1) 診療科目の設定	次の18診療科を標榜科目とし、院外に表示します。 内科、循環器科、小児科、精神科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、 歯科口腔外科、麻酔科、リハビリテーション科、アレルギー科				
(2) 診療規模の設定	病棟規模	看護面や運営効率を考慮し、標準的な病棟は最大48床とします。			
	病棟構成	48床規模	7病棟	336床	総病床数 376床
		30床規模	1病棟	30床	
		ICU・CCU		10床	
(3) 救急災害医療センターの整備	部門名称を「救急災害医療センター」とし、専任救急医を中心に医療スタッフを配置。基本的に24時間体制で、小児科を含む全科対応型の救急医療施設とします。また、地震等の災害時における医療提供の拠点として機能できるよう、ヘリポート等を整備します。				
(4) 総合診療体制の確立	頭痛、腹痛、不眠症、不定愁訴症候群など臓器を特定できない疾患や、総合的・包括的観点からの診療を要する複数合併疾患等へ専門的に対応するため、総合診療科を開設します。				
(5) 地域医療連携の推進	紹介・逆紹介制を基本とします。紹介状を持たずに来院した患者に対しては、当医療施設で診療し症状に応じ地域の医療機関を逆紹介します。また、共同診療や医療機器の共同利用等について、地域の医療機関と推進する方向で検討します。				

〈お問い合わせ・お申し込み〉